

## ■資料編 一もくじー

1 「ふるさと宍粟の観光基本計画（第2次）」策定経過	・・・	1
2 宍粟市観光基本計画検討委員会 名簿	・・・	2
3 ふるさと宍粟の観光基本計画の実績	・・・	3
4 関連資料	・・・	6
5 ふるさと宍粟観光条例	・・・	11

1 「ふるさと宍粟観光基本計画（第2次）」策定経過

期日	検討委員会
平成28年9月6日	第1回 宍粟市観光基本計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副委員長の選出</li> <li>・ ふるさと宍粟の観光基本計画の概要と取組状況について</li> <li>・ 宍粟市観光基本計画の見直し方針について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ ふるさと宍粟観光条例、宍粟市総合計画等の概要について</li> </ul>
平成28年10月6日	第2回 宍粟市観光基本計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光施設の入込情報、イベント情報について</li> <li>・ 宍粟観光プラットフォームについて</li> </ul>
平成28年11月8日	第3回 宍粟市観光基本計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宍粟市観光基本計画（第2次）の素案について</li> </ul>
平成28年12月7日	第4回 宍粟市観光基本計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宍粟市観光基本計画（第2次）の素案について</li> </ul>
平成29年1月5日	市長報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長への最終案の報告</li> </ul>
	パブリックコメントの実施
	ふるさと宍粟の観光基本計画（第2次）の策定

## 2 宍粟市観光基本計画検討委員会 名簿

(◎…委員長、○…副委員長)

氏 名	所属等
◎ 三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部 教授
○ 西村 拓也	兵庫県西播磨県民局県民交流室 室長補佐兼地域づくり課長
魚谷 正人	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第一課長
西山 大作	公益財団法人しそ森林王国観光協会 常務理事
石井 恵美	特定非営利活動法人姫路コハノソノ林ト 理事長
日下 直哉	神姫バスツアーズ(株)龍野支店 支店長
八木 正明	西兵庫信用金庫企業支援部 部長
北川 博章	公募
加藤 智子	公募
小寺 邦実	公募

### 3 ふるさと宍粟の観光基本計画の実績

#### 1 目標

##### ①観光入込客数の増加

平成23年度の観光入込客数(観光客動態調査)の117万8千人を基準として、平成28年度には、月間1万人、年間12万人の増加をめざす

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値		1,100		1,200		1,250	1,298
実績値		1,178	1,201	1,275	1,217	1,276	

単位:千人

##### 第2次総合計画

平成32年度	平成37年度
1,400	1,600

##### ②観光消費額・経済波及効果の拡大

主要な観光施設(指定管理施設)の売上高:23年度を基準とし、28年度には10%以上増をめざす

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値							1,608,308
実績値	1,517,931	1,462,099	1,485,972	1,542,858	1,537,410	1,390,788	

単位:千円

##### ③宍粟市の知名度向上

姫路・阪神間でアンケートを実施し、半数以上の方の認知をめざす

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値							50
実績値						33 (県内:57)	

単位:%

H27 GAP調査

認知度:32.9%(県内:57.4%)

訪問経験:13%

##### ④観光客満足度向上

主要な観光地点でアンケートを実施し、8割以上の「満足した」をめざす

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値							80
実績値							86

単位:%

##### ⑤市民の満足度向上

市民意識調査で半数以上の「観光振興の取組ができています」をめざす  
(平成25年まちづくりアンケート結果:8.9%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値							50
実績値	28.4			8.9			

単位:%

#### 2 具体的な取組づくり

##### 1 ひとつづくり

###### (1) 身近な地域の良さを知る

①地域を知る学習講座・体験活動の推進	・ふるさと再発見ツアーの実施	H25～	一部実施	ふるさと再発見ツアーの実施 2回(H25実績)(H25事業終了)
	・宍粟学講座の実施	H25～	実施	宍粟学講座の開催 H25:6回、H26:6回、H27:5回
②地域づくり活動の支援	・しそ元気づけんき大作戦事業の実施	H25～	実施	広域にわたる活動 12件(H25、26実績) 地域の特色ある活動 24件(H25～27実績) コミュニティビジネス活動 5件(H27実績) 情報発信活動 1件(H27実績)
	・まちづくり講演会の開催	H25～	一部実施	まちづくり講演会の開催 3回(H25～27実績)

###### (2) おもてなしの心を育む

③おもてなしの意識啓発とスキルアップ	・宍粟市4万人のおもてなし運動(仮)の実施	H25～	未実施	
	・宍粟おもてなし大賞の表彰	H25末～	未実施	
	・事業者向けスキルアップ講座の開催	H25～	実施	観光事業者連絡会の開催(H25) 観光セミナー(H26) 宍粟発旅づくり塾(観光セミナー)(H27.9～3回)

###### (3) 観光ガイドを育てる

④登山・自然観察ガイドの養成	・ガイド養成制度の創設	H25前半	実施	宍粟50名山ガイドクラブ、癒しの森ガイドの会 宍粟自然観察ガイド
	・ガイド候補者の募集・養成講座の開催	H25後半～	実施	宍粟50名山ガイド研修会(年2回) 森林セラピーガイド第1～3期講習会(H27.11～)
	・ガイド派遣制度の運用開始	H26後半～	-	氷ノ山ツアー50名山ガイドクラブの派遣(H27.6～土・日のみ)
⑤歴史・まち歩きガイドの養成	・ガイド養成制度の創設	H25前半	実施	山崎まち歩きガイドの会、たたらの里ちくさガイドの会
	・歴史散策ガイド養成講座の開催	H25後半～	未実施	
	・ガイド派遣制度の運用開始	H26～	H26実施	山崎まち歩きガイド、たたらの里ちくさガイドの派遣募集

(4) 観光人材バンクをつくる

⑥観光人材バンクの整備	・人材登録制度の創設	H25	未実施	
	・ふるさと観光大使制度の創設	H25	H26実施	観光大使第1号委嘱(H26.6) 第2号委嘱(H26.9) 第3号委嘱(H27.8) 第4号委嘱(H27.10)

2 ものづくり

(5) 取組の拠点と観光の経路を確立する

⑦ふるさと宍粟観光ステーション(仮)の整備	・整備方針の検討	H25～	実施	整備の必要性と機能、整備の方向性、整備要件と候補地等について整理・検討
	・整備	H26～	-	
	・運用開始	H27後半～	-	
⑧観光案内の統一化、ネットワーク化	・観光案内経路の整備	H25前半	未実施	
	・観光サイン計画(仮)の策定	H25前半	未実施	
	・観光看板の面的整備	H25後半～	未実施	

(6) 観光資源の付加価値を高める

⑨自然資源の保全とエコツーリズムの実施に向けたフィールド整備	・エコフィールド整備プログラム(仮)の策定	H25前半	実施	森林セラピー基地認定認定(H27.3) 国道29号宍粟市北部活性化検討会議(H27～)
	・エコツーリズムフィールドの重点整備	H25後半～	一部実施	宍粟50名山登山ルート整備・保全 氷ノ山宍粟ルート整備(H27) 森林セラピーロード周辺整備(H27) 森の案内所(仮称)の整備(H26～) 森林セラピー健康測定機器の設置(H27)
⑩歴史資源の保全とまち歩き環境整備	・まち歩きルート整備計画(仮)の策定	H25前半	一部実施	まち歩きルートの選定 山崎中心市街地活性化プロジェクト(H27～)
	・まち歩きルートの重点整備	H25後半～	一部実施	まち歩きルート看板の設置(山崎文化会館前、最上山駐車場)

(7) 土産物・特産品をつくる

⑪宍粟オリジナルグッズ・土産物の開発	・統一意匠・ロゴの検討	H25前半	未実施	
	・製品の開発・販売	H25後半～	一部実施	官民による官兵衛グッズの販売(H25) 猪鹿鳥料理メニュー試食会(H26) 森林セラピー弁当の開発・講習会(H27) 氷ノ山ツアー弁当の提供(H27)

3 ことづくり

(8) 業種間・地域間の連携を促進する

⑫ニューツーリズムの推進	・しそ森林王国事業の充実	H25～	実施	しそ森林王国協会としそ観光協会の統合 くこみまつり(9月) 宍粟50名山登山会の開催(年4回) 宍粟50名山ファンクラブの運営 自然観察会、揖保川流域ネイチャースクール(年2回) 森の健康ウォーキング(年3回) 葉膳料理教室(年3回)
	・ニューツーリズム推進体制の整備	H25	一部実施	観光協会、森林王国協会、商工会、国県等関係機関との連携 国道29号北部活性化検討会議の設置(H26～) 地域おこし協力隊(森林セラピー担当)(H27.9～)配置 しそ森林王国協会としそ観光協会の統合
	・ニューツーリズムの商品化	H26～	実施	氷ノ山ツアーバスの運行(H27.6～) 森林セラピーモニターツアー実施(H27.10～) 森林セラピー講演会(H27.11)
⑬魅力的な観光ルートの開発	・観光ニーズを踏まえた観光ルートの明確化	H25前半	一部実施	バイクロードパンフレット作成(H27～) 日本風景街道登録「新因幡ライン」(H27)
	・効果的な観光プロモーションの推進	H25後半～	一部実施	観光GAP調査、旅づくり塾(H27)
	・周辺自治体、他県域との連携促進	H25～	一部実施	佐用町ひまわりとちくさ高原ゆり園のドライブマップ作成 国道29号活性化による鳥取県との交流 氷ノ山山麓市町の交流(H27～) 播磨連携中枢都市圏域(H27～)

(9) 観光イベントを効果的に盛り上げる

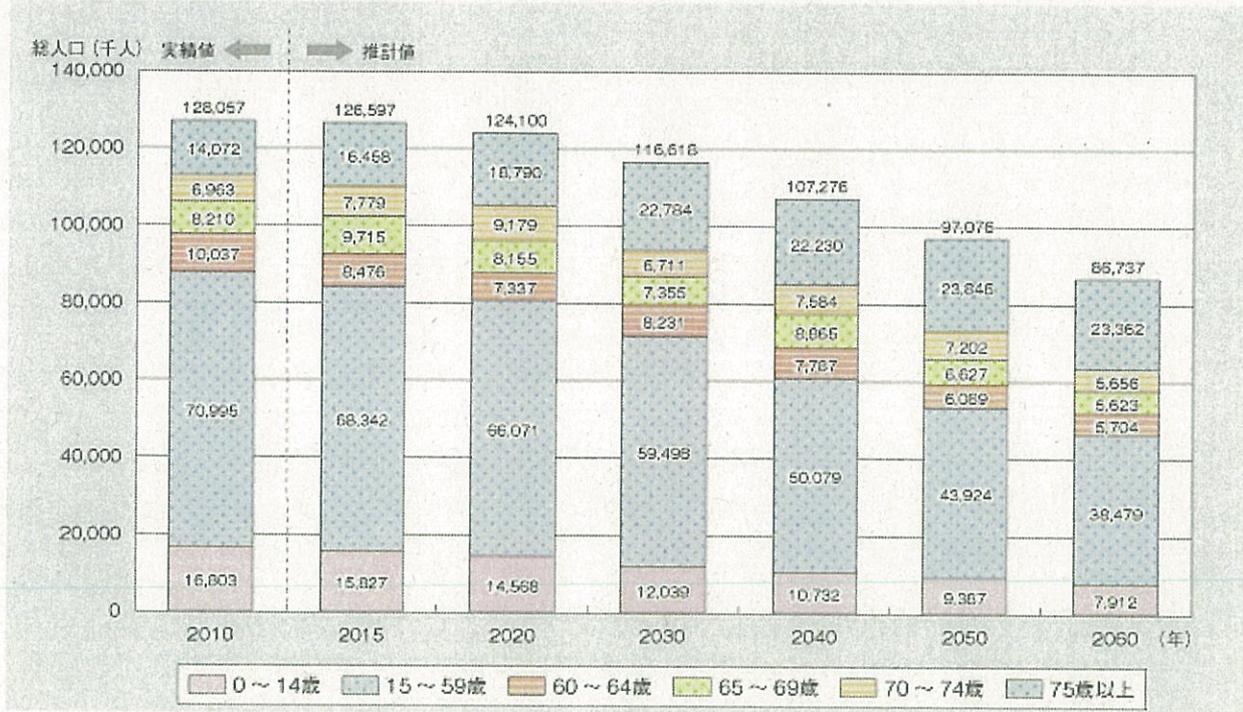
⑭効果的な観光イベントの展開	・イベント形態の見直し(試行) ※パークアンドライド、効果測定など	H25	一部実施	最上山もみじ祭り駐車場有料化(H26～) 山崎さつき祭りの廃止
	・ふるさと宍粟観光ステーション(仮)を核とした観光イベントの展開	H26～	未実施	

(10) 戦略的なマーケティング活動を展開する

⑮効果的な観光プロモーションの推進	・観光ニーズ調査の実施	H25前半	実施	観光GAP調査(H27)
	・観光プロモーション戦略の立案	H25前半	実施	観光GAP調査報告会(H27.10) 宍粟発旅づくり塾の開催(H27.9~11)
	・戦略的な観光プロモーションの展開	H25後半~	一部実施	観光協会フェイスブック、着ぐるみしーたんの作成、 ドライブパスポートの発行 宍粟市PR館「きてーな宍粟」設置(H26.4~) 「宍粟おもてなし市」の開催(H27~) 地域おこし協力隊(観光担当)(H27.7~)配置
⑯観光情報の集約と発信	・観光データベース(仮)の構築	H25	一部実施	観光協会HPと観光施設HPのリンク、開花状況
	・観光ホームページのリニューアル	H25	実施	観光協会のHPをリニューアル(H26) 地域おこし協力隊フェイスブック(H27)
	・ふるさと宍粟観光ステーションを核とした情報発信の一元化	H26~	未実施	
⑰評価と改善の仕組みづくり	・独自の観光統計の確立	H25	未実施	
	・観光意識調査の確立	H25	一部実施	観光GAP調査(H27)
	・年次評価と改善の実施	H25後半~	一部実施	観光客動態調査

## 4 関連資料

### (1) 年齢区分別将来人口推計



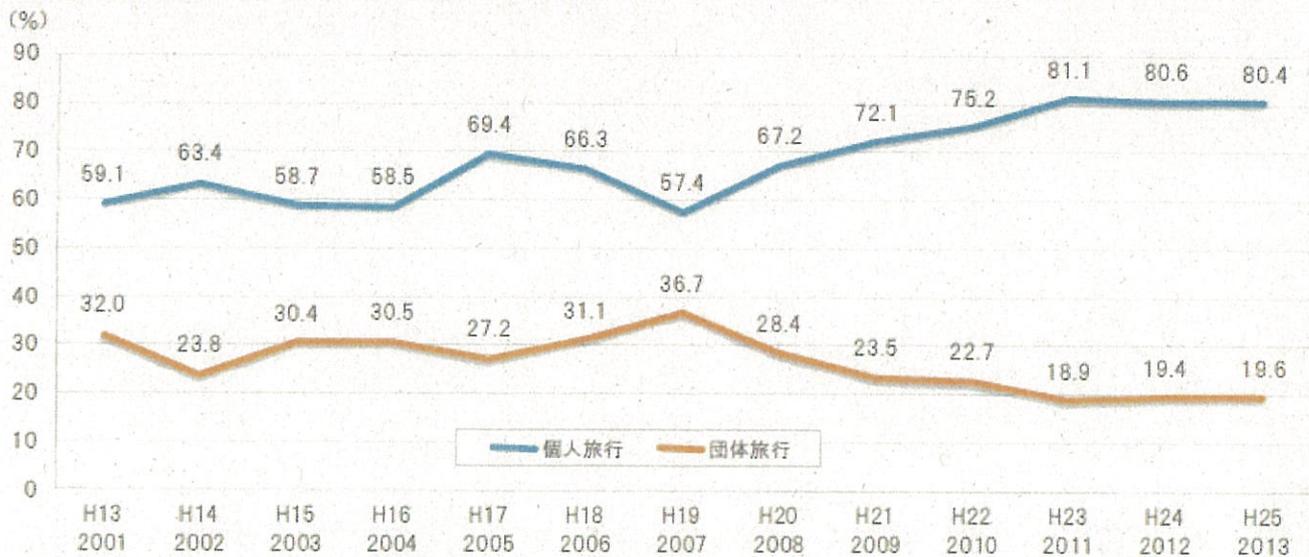
出典：平成25年高齢社会白書より

### (2) 国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移



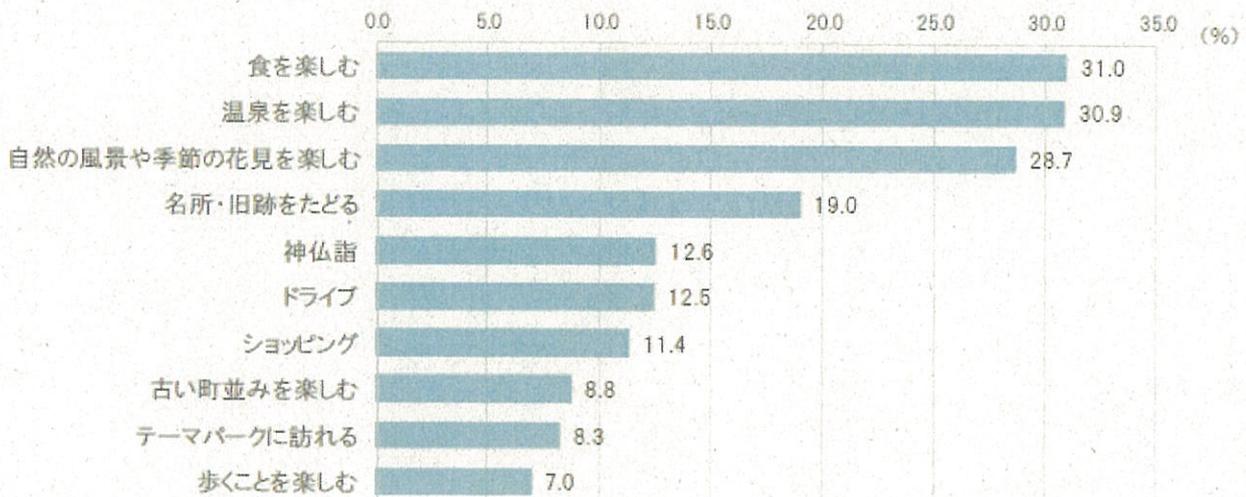
出典：平成28年観光白書より

### (3) 国内宿泊旅行の個人・団体旅行別推移



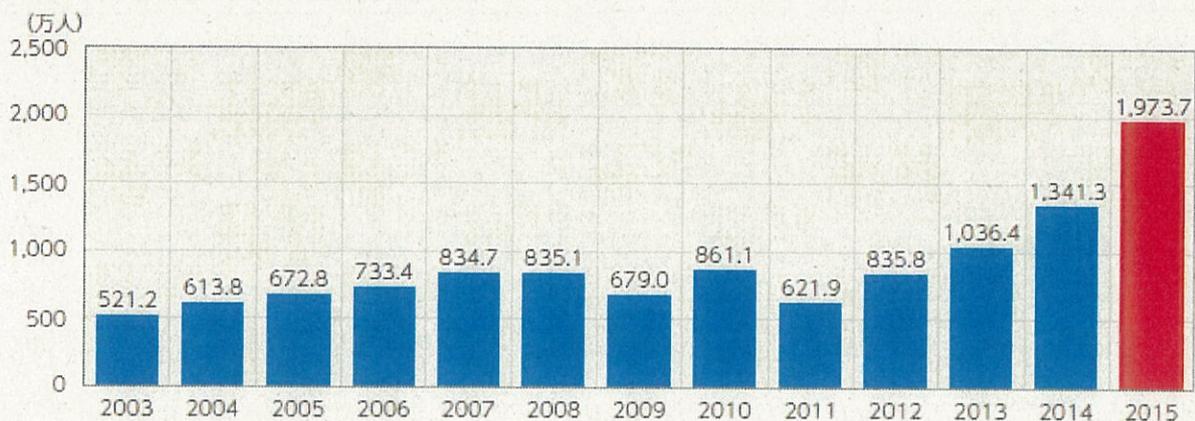
出典：日本観光振興協会「平成26年度版観光の実態と志向」より

### (4) 旅行での行動



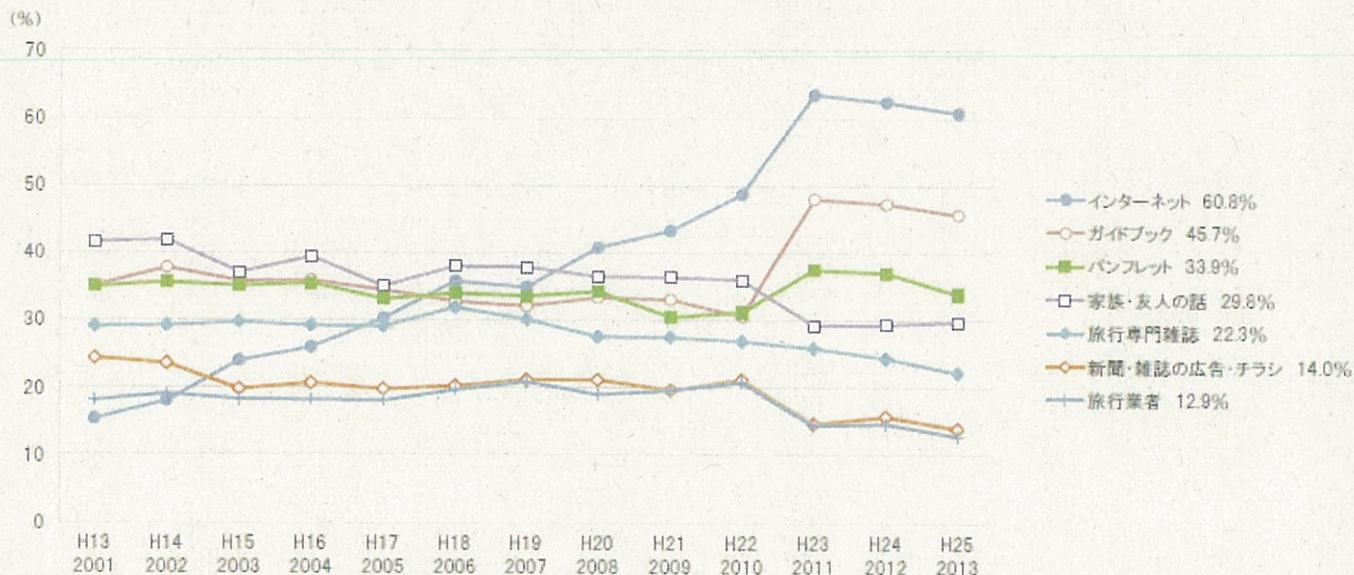
出典：日本観光振興協会「平成26年度版観光の実態と志向」より

(5) 訪日外国人旅行者数の推移



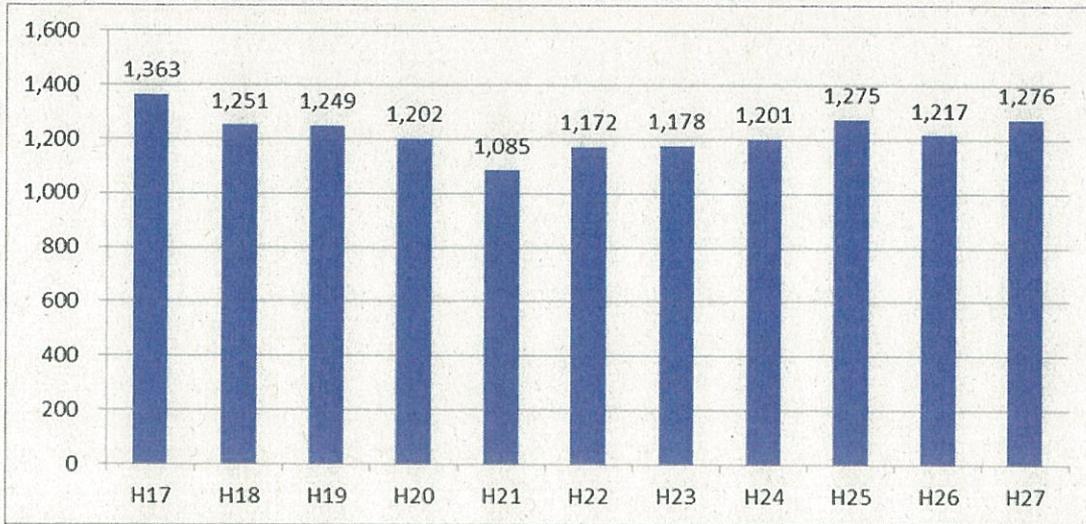
出典：平成28年観光白書より

(6) 国内宿泊旅行者の旅行をする時に参考とする情報源



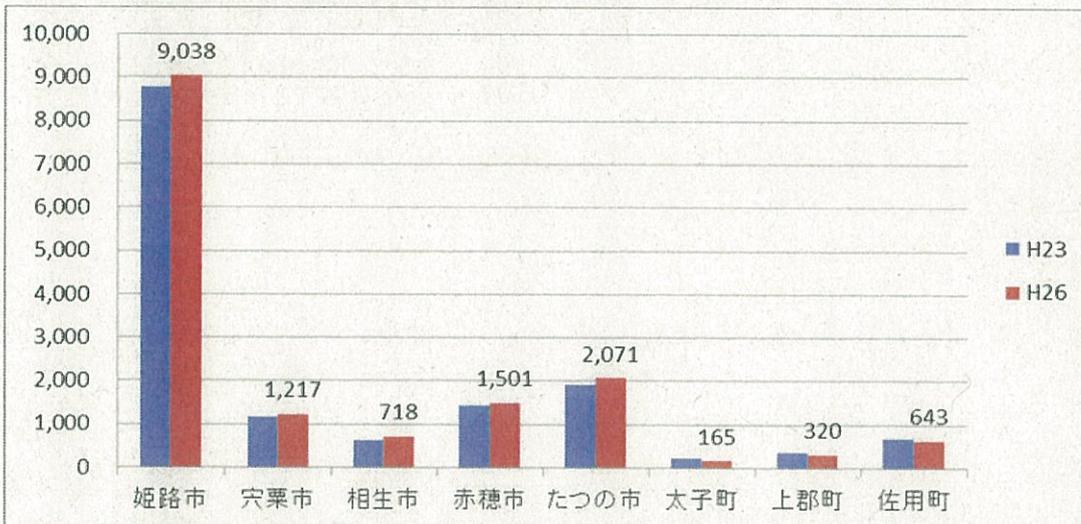
出典：日本観光振興協会「平成26年度版観光の実態と志向」より

(7) 宍粟市観光入込客数の推移



出典：観光客動態調査より

(8) 観光客入込客数近隣市町との比較 (H23・26)



出典：観光客動態調査より

(9) 主要な観光施設（指定管理施設）の売上高合計

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,443,200	1,517,931	1,462,099	1,485,972	1,542,858	1,537,410	1,390,788

出典：観光客動態調査より

■集計の対象施設

伊沢の里、山崎アウトドアランド、道の駅播磨いちのみや、一宮温泉まほろばの湯、道の駅はが、道の駅みなみ波賀、波賀サイクリングターミナル(楓風荘)、原不動滝観光組合(原観光りんご園)、フォレストステーション波賀、ばんしゅう戸倉スキー場、くるみの里、音水湖カヌークラブ、ちくさ高原総合レクリエーション施設、道の駅ちくさ【計14施設】

## (10) 用語解説

### ◎ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。フェイスブックが代表格。

### ◎ 観光客動態調査

1年間に宍粟市内の観光地を訪れた観光客の動向を把握するための調査。

### ◎ エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目的としていく観光旅行のことを指す。

### ◎ ニューツーリズム

地域資源を活用した新たな形態の旅行商品のことで、長期滞在型観光、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、メディカルツーリズムなど「体験型・交流型」旅行などが挙げられる。

### ◎ プロモーション

マーケティング4P(Product, Price, Place, Promotion)の一つで、消費者の購買意欲を喚起するための活動を指す。

### ◎ 着地型観光

都市部で造成される「発地型観光」に対し、旅行目的地主導で、地域特性を生かした旅行商品を企画する観光を指す。

### ◎ しそうチャンネル

宍粟市の行政情報、災害情報、市内各地の催しなどを配信するケーブルテレビのチャンネルを指す。

### ◎ しそう元気げんき大作戦事業

宍粟市の行っている補助事業。地域の資源や個性を生かした市民主体で活動する、自由提案型・テーマ型(宍粟の魅力を情報発信する活動)・テーマ型(コミュニティビジネスの基礎となる活動)事業に対して助成する事業。

### ◎ 観光関連事業者

旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他観光に関連する事業を行う者。

### ◎ 宍粟50名山

平成19年9月から20年3月にかけて、選考委員により選ばれた宍粟市の50の山をいう。

### ◎ Web調査

インターネット上で行う様々な調査を指す。

ふるさと宍粟観光条例

宍粟市の将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、観光の果たす役割は極めて大きい。観光は、訪れる人々と地域の人々とのつながりや地域における雇用の増大など地域活性化に寄与するとともに、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域の実現につながるものである。

宍粟市は、氷ノ山、千年藤、もみじ山、原不動滝、揖保川、千種川、西日本最大級の千町岩塊流等豊かな自然資源に恵まれている。さらに、「播磨国風土記」に由来する伊和神社、たたら跡、家原遺跡、揖保川水系で唯一その姿を残す高瀬舟船着場等の多彩な史跡、また、それぞれの地域に根差した伝統や文化を有している。

現在の観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向、少人数による観光の増加、観光に対する需要の多様化等により変化し、的確な対応が必要となっている。

当市においては、観光をまちづくりや雇用の資源と捉え、広く市民が観光立市に対する理解を深め、市民一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことで、持続可能な地域を創造することが重要となっている。

ここに、従来の光景を観る「観光」から、市民が「住んでよかった」、観光者が「訪れてよかった」と、幸せや歓びを感じ合える「歓幸」への転換による観光立市の実現に向け、市、市民及び事業者が協働してその取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定めるとともに、その実現に向けた取組の基本事項を定めることにより、活力ある地域づくり、交流人口の拡大、市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に居住する者
  - イ 市内で働く者
  - ウ 市内で学ぶ者
  - エ この条例の趣旨に賛同するもの
- (2) 観光関連事業者 旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他観光に関連する事業を行うものをいう。
- (3) その他事業者 観光関連事業者以外の事業を行うものをいう。

(基本理念)

**第3条** 観光立市は、次に掲げる事項を基本として、市、市民等、観光関連事業者及びその他事業者の創意工夫と協働による取組により、その実現が図られなければならない。

- (1) 地域の歴史、文化、伝統等を理解し継承を行い、観光者に対するおもてなしの心とふれあいを通じて、市民及び観光者が宍粟市を「ふるさと」と感じることでできるまちづくりを行うこと。
- (2) 自然及び歴史とつながりの深い観光資源の保全を図り、それらを最大限に活用するとともに、特徴あるサービスを提供できる環境を整備すること。
- (3) 観光振興の担い手となる人材の育成、雇用の増大等による持続可能な観光地を形成すること。
- (4) それぞれの主体が継続的に観光振興に係る取組の評価と改善を行い、サービスの向上に努めること。

(市の役割)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に講じるものとする。

2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、県及び他の自治体との広域的な連携協力を努めるものとする。

3 市は、市民等、観光関連事業者及びその他事業者が、それぞれの立場で協働して観光振興に関する取組が進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民等の役割)

**第5条** 市民等は、基本理念にのっとり、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に向けて積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光振興の取組への参画に努めるものとする。

3 市民等は、地域内の環境の美化及び保全に努めるとともに、観光者を温かく迎え、心のこもったおもてなしに努めるものとする。

(観光関連事業者の役割)

**第6条** 観光関連事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて観光者の需要に応じたサービス及び環境を提供するとともに、その他事業者と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光関連事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するものとする。

(その他事業者の役割)

**第7条** その他事業者は、基本理念にのっとり、業種間の連携を推進し、それぞれの立場で観光立市に向けた取組に努めるものとする。

2 その他事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策への協力に努めるものとする。

(しそく観光プラットフォームの構築)

**第8条** 市、市民等、観光関連事業者及びその他事業者は、観光立市の実現に向けた基本理念のもと、持続的かつ円滑な取組を進めるための基盤として、しそく観光プラットフォームを構築するものとする。

2 しそう観光プラットフォームは、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 多様な主体の参画及び連携の促進
- (2) 情報共有のための仕組の提供
- (3) 交流及び協議のための場の提供
- (4) 情報発信の一元化

(宍粟市観光基本計画)

**第9条** 市は、観光立市の実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、宍粟市観光基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立市の実現に関する基本的な方針
- (2) 観光立市の実現に関する目標
- (3) 観光立市の実現に関し、市が講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を定める場合は、あらかじめ市民の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

4 市は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 基本計画を変更する場合は、前2項を準用する。

(魅力ある観光地の形成等)

**第10条** 市は、競争力の高い魅力ある観光地を形成するため、観光関連事業者との連携による観光地の特性を活かした良質なサービスの提供のための観光関連施設及び公共施設の整備に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地を形成するため、史跡、名勝、天然記念物、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保全と育成及び埋もれた観光資源の発掘と創造に必要な施策を講じるものとする。

3 市は、魅力ある観光地の特色を活かした商品の開発に必要な施策を講じるものとする。

(持続可能な観光地の形成等)

**第11条** 市は、観光の振興に寄与する人材を育成するため、観光関連事業に従事する者等の知識及び能力の向上並びに地域固有の歴史、文化等に関する知識の普及啓発に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、地域とともに自然環境、歴史、文化等の地域固有の魅力を観光者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、観光者のマナーの向上や資源の保全につけていく「エコツーリズム」を推進し、持続可能な観光地の形成に必要な施策を講じるものとする。

(観光産業の競争力の強化)

**第12条** 市は、これまで推進してきた観光施策の更なる充実を図り、観光産業の競争力を強化す

るため、観光関連事業者相互の有機的な連携の促進、観光者の需要の高度化及び観光の形態の多様化に対応した観光関連事業者が行うサービスの提供の確保、その他事業者との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光者の来訪の促進)

**第13条** 市は、観光者の来訪を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- (1) 市内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供に関すること。
- (2) 市内外における広域的に連携した観光の振興に関すること。
- (3) 観光者に必要かつ便利な案内施設の整備に関すること。

(観光者に対するおもてなしの向上)

**第14条** 市は、観光者に対するおもてなしを向上するため、市民等、観光関連事業者及びその他事業者に対し、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源に対する理解を深められる環境の整備等おもてなし意識の醸成に必要な施策を講じるものとする。

(観光の安全の確保)

**第15条** 市は、観光の安全を確保するため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、事故の発生の防止等に努めるものとする。

(広報等)

**第16条** 市は、市民等、観光関連事業者及びその他事業者の観光立市に対する意識の高揚及び地域における観光振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供を行うものとする。

(財政上の措置)

**第17条** 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。